

## 伊達市立東小学校いじめ防止基本方針

### 1. いじめの定義といじめに関する基本認識

#### 1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

#### 2) いじめに関する基本認識

本校では、全ての教職員が「いじめはどの学校・学級でも起こりうるもの」であり、また「いじめは、基本的人権の侵害である」との基本的認識に立ち、全ての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめに対する基本姿勢として、次の点を重視し、日々の教育活動を展開する。

- ①いじめを許さない、見過ごさない風土を醸成する。
- ②児童一人一人の自己有用感や自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③児童相互や児童と教職員の豊かな人間関係を築く教育活動を推進する。
- ④いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤いじめが発見された場合、学校の迅速な働き掛けを通して当該児童の安心・安全の保障と早期解決を図るとともに、状況により、教育委員会、保護者、地域、関係機関と連携する中で、解決に向けた取組を進める。

#### 3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学

校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

## ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 2. いじめ未然防止のための取組

いじめを未然に防止するための基盤は、上記に掲げた通り、「いじめを許さない、見過ごさない」生活環境を整えることである。そのためには、全教育活動を通して、児童一人一人が認められ、互いを思いやり支え合う心情や態度を育てていくことが大切である。

### 1) いじめを許さない、見過ごさない心情や態度の育成

#### ①土台となる心情や態度

ア：私たちは、他の人をいじめません。

イ：私たちは、いじめられている人を助けます。

ウ：私たちは、ひとりぼっちの人をつくりません。

エ：私たちは、誰かがいじめられていたら、先生や家の人に知らせます。

#### ②人と人との結びつきの基盤となる挨拶運動

ア：誰にでも元気よく挨拶をする。

イ：相手のことを思い、気持ちの良い挨拶をする。

#### ③生命尊重を基盤とした道徳教育

ア：道徳の内容である

- 生命尊重
- 思いやり、親切
- 信頼・友情

等を重点とした、道徳の時間の指導を推進する。

イ：思いやる心、協力する心が高まる学校行事を推進する。

## 2) 児童一人一人の自己有用感や自尊感情を育む教育活動

### ①居場所のある安心できる学年・学級経営

ア：互いが認めあえる学年・学級経営を進める。

イ：安心して自分を表現できる学年・学級経営を進める。

### ②「わかる・できる」授業の展開

ア：一人一人が意欲をもって取り組み、満足感を味わえる授業を進める。

イ：子ども達が支え合い、磨きあう授業を進める。

### ③互いに認め合い、助け合う活動の展開

ア：自発的な児童会活動を進める。

イ：縦割り活動、全校遊びなど、異学年交流を進める。

## 3) いじめ防止のためのスキルの習得

### ①生活に生きて働くスキルの習得

ア：いじめを防止するための基本的スキルを身に付けさせる。

イ：悩みを抱え込まないための基本的スキルを身に付けさせる。

### ②ネットトラブルから身を守るためのスキルの習得

ア：情報モラルについての指導を充実する。

イ：ネットトラブルから身を守る基本的なスキルを身に付けさせる。

## 4) 特に配慮必要な児童について、いじめ防止の観点から日常的な支援体制を確立する。

### ①発達障害を含む障がいのある児童に対して

- ・教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

### ②帰国子女や外国員児童に対して

- ・言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないことがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

### ③性同一性障害や性的指向・性自認に係わる児童

- ・性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

### ④被災児童

- ・被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職

員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

⑤その他

- ・学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

3. いじめの早期発見・早期解決に向けた取組

1) いじめ早期発見のための手だて

- いじめは、どの学級でも起こりえるという認識に立ち、全教職員がきめ細かな日常監察を行い、小さな変化をとらえることができるようにする。
- 変化を感じた場合は、全教職員が情報を共有し、より多くの目で当該児童を見守るようにする。
- 様子に変化が見られる場合は、児童に安心感をもたせるとともに、当該児童から悩みなどを聞き、いじめを確認した場合は、早期解決を目指す。
- 早期発見のため、年間4回の仲良しアンケートを実施し、児童の人間関係や悩みを的確に把握できるようにする。(5月、9月、11月、2月)

2) いじめ早期解決のための対応

- いじめ問題を発見したときは、学級担任だけが抱え込むのではなく、校長以下全職員で対応を協議し、的確な見通しと役割分担を通して問題の解決にあたる。
- 事実確認を綿密に行い、いじめられている児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている児童に対しては厳しく指導する。
- いじめの構造を把握し、囁し立てる児童、傍観している児童についても、いじめに加担していることを指導する。
- 状況によっては、学校内だけでなく、関係機関や各種団体、スクールカウンセラー、専門家と協力して指導にあたる。
- いじめの解決にあたっては、上記の他、PTA会長やPTA役員、学校評議員等と積極的に連携をとる。
- いじめ解決後の経過観察においては、当該児童、加害児童について多くの目線で見守るための体制づくりを行う。

3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- 問題の解決にあたっては、家庭との連携を密にし、学校側の情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- 相談の窓口を広めるためにも、「いのちの電話」など、いじめ問題の相談窓口を広く周知する。

#### 4. いじめ問題に取り組むための組織

##### 1) 学校内の組織

①生徒指導交流会月に1回、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換および、共通行動についての話し合いを行う。

##### ②いじめ防止対策委員会

いじめ防止並びにいじめの早期解決が迅速に行われるため、

○校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導部長 ○養護教諭

○当該学年主任 ○当該学級担任 ※スクールカウンセラー（必要に応じて、PTA代表、学校運営協議会委員を含める）

で構成された「いじめ防止対策委員会」を設置する。この委員会は、必要に応じて開催する。

※委員会は、いじめの対処に迅速に対応するため、機動的に運用できる。

##### ③校内組織の主な役割分担

- ・いじめの未然防止に向けた環境づくり①②
- ・学校基本方針の点検・見直しや、学校基本方針に基づくいじめ防止のための取組及び年間計画の作成・実施・検証・改善の中核①②
- ・いじめの相談・通報の窓口②
- ・いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有②
- ・関係のある児童生徒から事実関係を聴取し、いじめであるか否かの判断を行う中核②
- ・指導や支援の体制や対応方針の決定の中核②
- ・保護者との連携等の対応の中核②
- ・いじめの問題に関する計画的な校内研修の実施①②

##### (2) 地域との組織

###### ①地域いじめ防止対策会議

学校運営協議会が兼ね、現状や指導・地域の対策について話し合う。

###### ②PTAネットパトロール

PTA育成保体部に月に一度ネットパトロールをしてもらう。

##### (3) 〈重大事案の場合の関係協力機関〉

伊達市教育委員会、伊達警察署、児童相談所、民生児童委員、校区連合自治会長

## 5 学校いじめ防止基本方針を実効性の高いものにするために

### (1) 点検

①学期1回上記の生徒指導委員会、児童・保護者アンケート、学校運営協議会内で、いじめ防止基本方針が適切に機能しているか点検する。また、必要であれば改善を図る。

### (2) いじめ防止のための年間活動計画

期	月	「いじめ防止対策委員会」「生徒指導交流会」の取組	全教職員での取組
前期	4月	○いじめ未然防止の方針の確認	○いじめ防止にかかわる保護者への方針の説明 ○なかよしアンケート① ○生徒指導交流会① ○授業評価① ○個人懇談にかかわる情報交流 ○夏休みの生活にかかわる情報交流 ○なかよしアンケート②
	5月	○学級経営案におけるいじめ防止の方針・手だての位置づけ	
	6月	○なかよしアンケート結果の集約・分析	
	7月	○授業評価結果の交流	
	8月		
	9月	○なかよしアンケート結果の集約・分析	
後期	10月		○なかよしアンケート③ ○生徒指導交流会② ○授業評価② ○冬休みの生活にかかわる情報交流 ○なかよしアンケート④
	11月	○なかよしアンケート結果の集約・分析	
	12月	○授業評価結果の交流	
	1月		
	2月	○なかよしアンケート結果の集約（こども理解支援ツール「ほっと」）・分析	
	3月	○いじめ防止基本方針 見直し	

# 東小学校いじめ防止全体計画

## 《学校教育目標》

- ・心身共に健全で教養高く、個性豊かで勤労を愛する人間
- ・平和を愛し、常に真理を求める人間
- ・開拓精神に燃え、社会の発展に貢献する意欲的な人間

## 《校訓》

- |      |         |          |
|------|---------|----------|
| ・強く  | 強い心と体で  | がんばりぬく子  |
| ・正しく | 正しく行動し  | 思いやりのある子 |
| ・明るく | 明るく生き生き | 学習する子    |

### 学校いじめ防止基本方針

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。



### 年間活動計画

- 4月～年間計画作成
- 随時～情報交換
- 学期毎点検
- 2月～次年度計画（見直し）



### いじめ防止対策委員会

随時～事案認知時



### 学年・学級経営

支持的風土のある学年・学級  
多くの教員による児童観察と情報共有



#### 未然防止

- ・ 道徳科授業の充実
- ・ なかよし班活動での異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
- ・ 総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動

#### 早期発見

- ・ 家庭訪問（4月）
- ・ なかよしアンケート（こども理解支援ツール「ほっと」）
- ・ 学級懇談、個人懇談
- ・ いじめ相談電話の周知
- ・ 子どもと向き合う時間確保の工夫

#### 早期対応

- ・ 情報交換での事実提供
- ・ いじめ問題へのケア
- ・ 事実関係の把握（担任等）
- ・ 保護者との連携
- ・ 情報の適切な記録と周知
- ・ 報告、連絡、相談の徹底
- ・ いじめを受けた児童の安全確保

※いじめ解消の定義確認



### 重大事態発生

- 事実関係の把握・情報の収集および記録
- 学校全体での事態の分析・判断
- 教育委員会への報告
- いじめ防止対策委員会の設置、詳細調査の実施（児童の心情に留意しながら）
- 犯罪行為等については、関係諸機関と連携
- 継続的な支援、観察